

福島復興再生計画の主な改定内容

◆ 特定帰還居住区域に係る記載の追加

■ 特定帰還居住区域の復興及び再生に関する基本的な考え方

- ・ 令和5年の福島特措法の改正により、「特定帰還居住区域」が制度として創設
- ・ 帰還困難区域を抱える市町村は「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国からの認定を受け、特定帰還居住区域の復興及び再生を推進
- ・ 各市町村の特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、帰還意向のある住民全員が帰還できるよう、国は責任をもって取り組む必要
- ・ 県においても、国、市町村等関係機関と連携して課題解決に取り組む

■ 特定帰還居住区域の復興及び再生のための施策

- ・ 市町村の特定帰還居住区域復興再生計画の認定を早期に行うことができるよう、国、県、市町村が緊密に連携しながら、必要な取組を推進
- ・ 国の「住民の意向を踏まえた多様な帰還の在り方を認める」との方針を踏まえ、復興及び再生に取り組む
- ・ 国による事業代行等の特例や除染等の措置等に関する特例等を活用した復興及び再生の推進

◆ 復興の進捗等に伴う記載の整理

■ ALPS処理水の海洋放出に対する国への意見

- ・ ALPS処理水対策については、国が前面に立ち、政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで責任を全うするよう求める。

■ 福島国際研究教育機構の設立や特定復興再生拠点区域の避難指示解除など、復興の進捗に伴う内容の整理

福島復興再生計画の概要

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

◆ 目標

- 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現
- 地域経済の再生
- 地域社会の再生

◆ 計画期間

令和3年度～7年度（5年間）

◆ 復興及び再生に関する基本的な考え方

- ① 県全域と避難指示・解除区域の復興・再生
- ② 原子力災害による被害を受けた本県の事情を踏まえた取組
- ③ 原子力に依存しない社会を目指すとの理念と先導的な取組
- ④ 未来を担う人材の育成
- ⑤ 必要な予算の確保、国と県・市町村等が一体となった取組

第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第2 避難解除等区域の復興・再生

- 農林水産業の復興・再生、事業者等の事業再開・継続、観光振興
- 復興のために必要なインフラの整備
- 避難者の生活再建、被災者支援
- 医療・介護・福祉サービスの再構築
- 教育・保育・子育て環境の整備
- 文化・スポーツ振興
- 移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大
- 受入自治体への支援
- 事業再開・新規立地を支援する課税の特例 など

第3 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

< 特定復興再生拠点区域 >

- 家屋等の解体・除染、インフラ整備
- 買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化
- 国による事業代行等の特例、土壌等の除染等の措置等に関する特例、農用地利用集積等促進計画等に関する特例 など

< 特定帰還居住区域 >

- 国による事業代行等の特例、土壌等の除染等の措置等に関する特例 など

第3部 福島全域の復興及び再生

第4 放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

- 放射線に関する理解の増進、県民健康調査の実施
- 医療・福祉サービスの確保 など

第5 原子力災害からの産業の復興・再生

- 農林水産業、中小企業等の復興・再生
- 雇用の確保、観光振興、風評払拭等
- 地域ブランド確立等に向けた規制の特例、風評対策に係る課税の特例 など

第6 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

- イノベ構想6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の取組推進
- 新産業創出等研究開発基本計画との調和、福島国際研究教育機構に関する取組、研究開発の推進等
- イノベ構想推進に係る課税の特例 など

第7 関連する施策との連携、第8 その他必要な事項